

第5章

令和4年版
再犯防止推進白書



犯罪をした者等の特性に応じた 効果的な指導の実施等のための取組



植物のドレス



第5章

犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組

第1節 特性に応じた効果的な指導の実施

1 適切なアセスメントの実施

(1) 刑事司法関係機関におけるアセスメント機能の強化【施策番号66】

法務省は、刑事施設において、犯罪者処遇の基本理念となっている「RNR原則^{※1}」にのっとった処遇を実施するため、2017年（平成29年）11月から「受刑者用一般リスクアセスメントツール」（以下「Gツール」という。）（[資5-66-1](#) 参照）を活用している。現段階におけるGツールは、原則として、入所時等に実施する刑執行開始時調査において全受刑者を対象としており、これまでの受刑回数や犯罪の内容等、主に処遇によって変化しない要因（静的リスク要因）から、出所後2年以内に再び刑務所に入所する確率を推定するものである。Gツールの実施結果については、犯罪傾向の進捗の判定や各種改善指導プログラム（[【施策番号83】](#) 参照）の対象者選定の際の基礎資料として活用している。

少年鑑別所では法務省式ケースアセスメントツール（以下「MJCA^{※2}」という。）（[資5-66-2](#) 参照）を用いて、鑑別対象少年の再非行の可能性及び教育上の必要性を定量的に把握し、その情報を少年院や保護観察所等の関係機関へと引き継いでいる。非行名や動機から、性非行に係る再非行の可能性及び教育上の必要性を定量的に把握する必要があると判断した場合には、MJCAに加え、性非行に特化した法務省式ケースアセスメントツール（性非行）（MJCA（S））を実施している。

また、少年院在院者のうち薬物非行を防止するための指導等、特定のプログラムを受講する在院者には、原則として、少年鑑別所が処遇鑑別を行い、面接や各種心理検査、行動観察等によって、少年院における教育や指導等に必要な情報を得たり、その変化を把握したりして、少年院送致後の処遇による変化等を把握・分析し、その後の処遇指針を提案している。加えて、少年院在院者を、1週間程度、一時的に少年鑑別所に移して生活させ、集中的にアセスメントを行う収容処遇鑑別を実施している。さらに、児童自立支援施設^{※3}や児童養護施設^{※4}の求めによりアセスメントを実施するなど、少年保護手続のあらゆる場面・段階において、必要なアセスメントを行う取組を推進している。

保護観察所において、保護観察対象者に対して効果的な指導・支援を行うためのアセスメントツール（CFP^{※5}）（[資5-66-3](#) 参照）を開発し、2021年（令和3年）1月から実施している。同アセスメントツールは、保護観察対象者の特性等の情報について、犯罪や非行に結び付く要因又は改善更生を促進する事項を抽出し、それぞれの事項の相互作用、因果関係等について分析して図示することなどにより、犯罪や非行に至る過程等を検討し、再犯リスクを踏まえた適切な処遇方針の決定に活用する

※1 RNR原則
リスク原則（Risk）、ニーズ原則（Needs）、レスポンシビティ原則（Responsivity）から成り立っており、再犯防止に寄与する処遇をするためには、対象者の再犯リスクの高低に応じて、改善が可能な部分について、対象者に合った方法によって実施する必要があるという考え方のこと。

※2 MJCA
Ministry of Justice Case Assessment toolの略称。

※3 児童自立支援施設
非行問題を始めた子供の子供の行動上の問題や、家庭環境等の理由により生活指導等を要する児童に対応する児童福祉法に基づく施設。

※4 児童養護施設
保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童に対し、安定した生活環境を整えとともに、生活指導、学習指導、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行い、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する児童福祉法に基づく施設。

※5 CFP
Case Formulation in Probation/Paroleの略称。

ものである。今後は、保護観察所における活用状況をモニタリングしつつ、刑事司法関係機関や医療・保健・福祉機関等との連携にも資するものとすることを目指している。

資5-66-1 受刑者用一般リスクアセスメントツール（Gツール）の概要

受刑者用一般リスクアセスメントツール（Gツール）の概要

Gツールの概要・構成

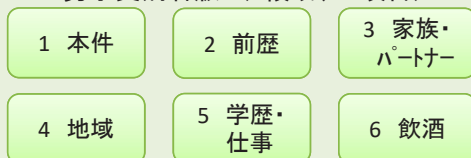
※ Gは「General」（一般の）の頭文字

【概要】

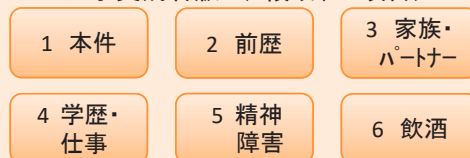
- 受刑者の再犯の可能性等を客観的、定量的に把握することを目的に開発
- 実施結果は、犯罪傾向の進捗の判定及び処遇要領の策定等の際の基礎資料等として活用
- 受刑者の特性に応じた指導、支援の実施をより一層強化

【調査項目の構成】

男子受刑者版（6領域、18項目）



女子受刑者版（6領域、16項目）



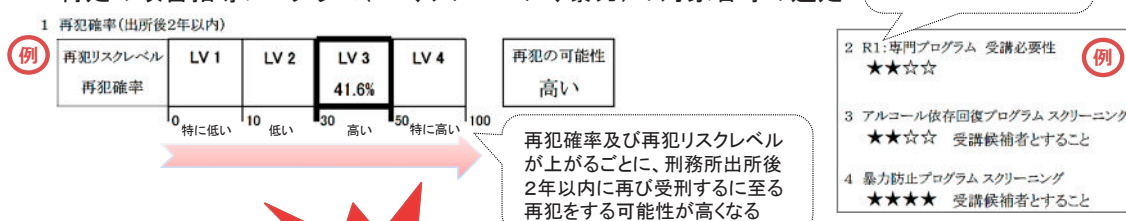
Gツールの実施・結果の活用

【実施要領】

- ✓ 対象者…原則として、刑事施設に収容された全受刑者
- ✓ 実施時期…原則として、確定施設等（男子）・処遇施設（女子）における刑執行開始時調査時
- ✓ 実施及び解釈上の留意点…実施手引に従い、他の情報と合わせ総合的に実施

【結果の活用】

- ✓ 犯罪傾向の進捗の判定
- ✓ 処遇要領における矯正処遇の目標、内容等の設定
- ✓ 特定の改善指導プログラム（R1、アルコール、暴力）の対象者等の選定



【運用】



開発の経緯・今後の開発予定

開発の背景・経緯

平成24年7月20日策定
「再犯防止に向けた総合対策」
（犯罪対策閣僚会議）

“再犯リスクの高い者を適切に把握すること”
が再犯防止対策の課題として定められた。

Gツール
開発へ

H24	海外の動向調査
H25	試行版作成 調査デザイン立案
H26	本試行、遡及調査実施
H27	出所前調査実施
H28	Gツール習熟試行
H29	Gツール運用開始 （静的リスク項目中心）

今後の開発予定

R
静的リスク

N
動的リスク

R
プログラム適合性

※動的リスク等も含む改訂版を開発中

Gツール
（H29年現在）

Gツール
改訂版

資5-66-2 法務省式ケースアセスメントツール（MJCA）の概要

法務省式ケースアセスメントツール（MJCA）の概要

開発経緯

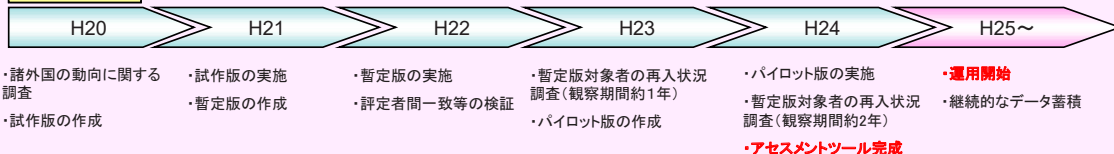
◆ 背景

◇日本：これまで再非行の可能性や教育上の必要性の把握に特化した統一的手法は設けられていない。

◇欧米等：再非行の可能性等を把握するいわゆる「リスク・ニーズアセスメントツール」の開発・活用が進められている。

新たな調査方式を導入することにより、**鑑別業務の充実・鑑別水準の向上に寄与**

◆ 開発経過

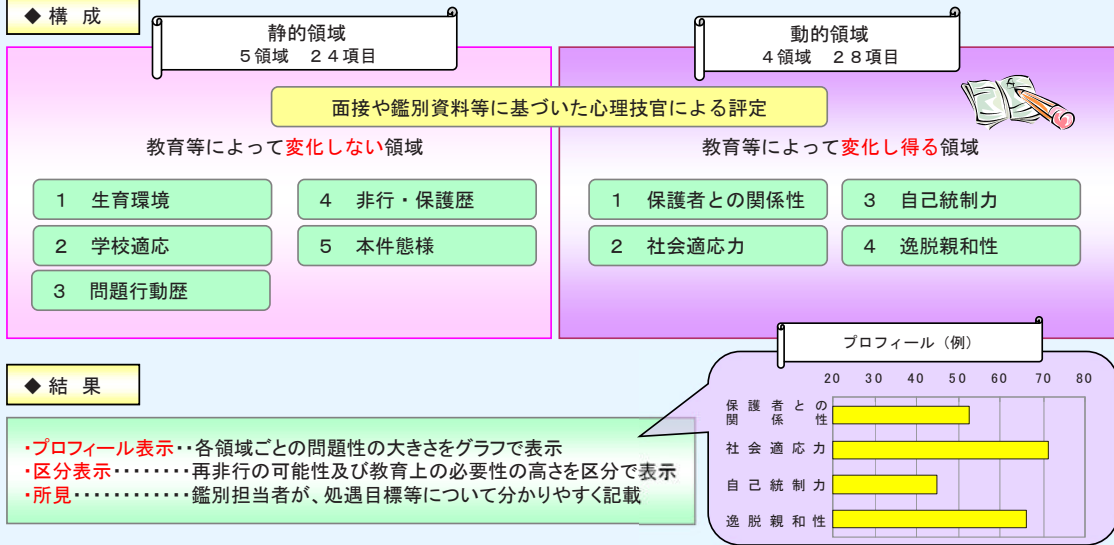


アセスメントツールの概要

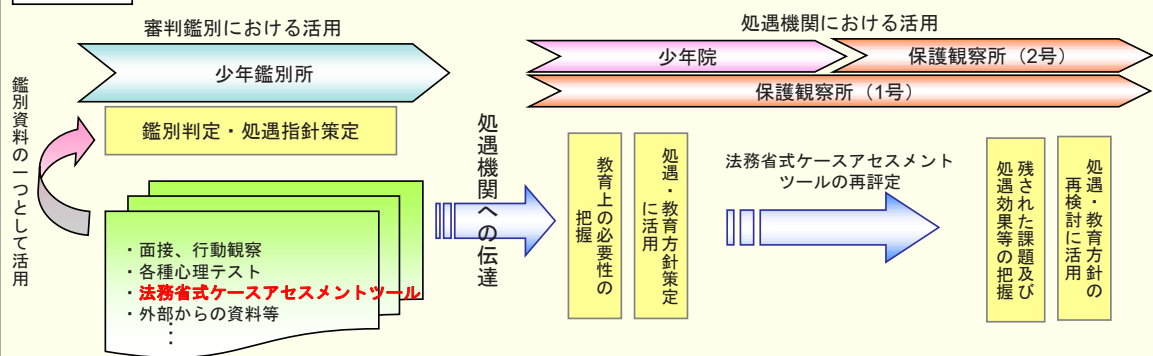
◆ 位置付け

・再非行の可能性及び教育上の必要性を定量的に把握するための鑑別実施上の**支援アセスメントツール**
・実務の観点も踏まえた、統計的な妥当性、信頼性の検証を経たアセスメントツール

◆ 構成



運用



出典：法務省資料による。

C F P を 活 用 し た 保 護 観 察

1 CFP (Case Formulation in Probation/Parole)とは

○保護観察官が保護観察対象者のアセスメント（見立て）を行うためのツール

この人の再犯（再非行）を防ぐためには・・・

- ・どれくらい手厚く関わる必要がある？
- ・何を指導（支援）する必要がある？
- ・どのような関わり方をする必要がある？



○令和3年1月から本格導入（試行は平成30年10月から実施）

2 CFPの目的

これまで

保護観察官がアセスメント（見立て）を行う体系的な手法が確立されていない
⇒アセスメントや、アセスメントを踏まえた処遇方針の決定が、個々の保護観察官の経験や力量に左右されてしまうことがあった

CFPの導入

保護観察官は、CFPを活用した体系的なアセスメントを実施
⇒より適切に処遇方針を決定
⇒より効果的に再犯防止・改善更生を実現

CFPは、犯罪者の再犯防止等に関する理論的・実証的根拠を踏まえて開発されている

3 CFPの内容

①再犯又は再非行の統計的確率の高さを評価
統計的分析ツールにより判定（高・中・低）

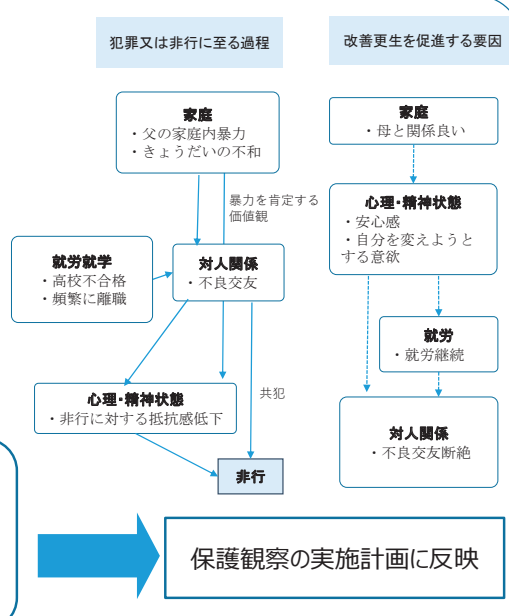
②「問題」と「強み」をとりまとめる

保護観察対象者の犯罪又は非行の背景にある、**犯罪又は非行に結び付く要因（問題）**と、**犯罪又は非行を抑制し、改善更生を促進する要因（強み）**について、8つの領域（家庭、家庭以外の対人関係、就労・就学、物質使用、余暇、経済状態、犯罪・非行や保護観察の状況、心理・精神状態）ごとに整理

③犯罪・非行に至る過程と改善更生を促進する要因を分析（右図参照）

処遇方針の決定

○どれくらい手厚く関わるか（処遇密度）
○何を指導（支援）するか（指導監督及び補導援護の内容）
○どのような関わり方をするか（保護観察実施上の留意事項）



出典：法務省資料による。

(2) 関係機関等が保有する処遇に資する情報の適切な活用【施策番号67】

法務省は、一部の刑事施設及び保護観察所において、多角的な視点から適切にアセスメントを行い、それに基づく効果的な指導等を実施するため、必要に応じて、刑が確定した場合に弁護人から提供される更生支援計画書^{*6}等の処遇に資する情報を活用する取組（試行）を2018年度（平成30年

度) から開始している。今後は、全国的な実施を検討することとしている。

また、少年院や保護観察所では、家庭裁判所の少年調査記録や少年鑑別所の少年簿に記載された情報を引き継ぎ、必要に応じて、在籍していた学校や、児童相談所等の福祉関係機関等からも情報を収集し、これらの情報を踏まえた処遇を実施している。

② 性犯罪者・性非行少年に対する指導等

(1) 性犯罪者等に対する専門的処遇【施策番号68】

法務省は、刑事施設において、特別改善指導（【施策番号83】参照）として、認知行動療法に基づくグループワークによる性犯罪再犯防止指導（資5-68-1参照）を実施し、性犯罪につながる自己の問題性を認識させるとともに、再犯に至らないための具体的な対処方法を考えさせたり、習得させたりするなどしている（2021年度（令和3年度）の受講開始人員は433人（前年度：424人））。

同指導では、知的能力に制約がある者を対象とした「調整プログラム^{※7}」や、刑期が短いこと等により受講期間を十分確保できない者を対象とした「集中プログラム^{※8}」を開発し、指導の充実を図っている。また、同指導については、2019年度（令和元年度）に効果検証の結果を公表しており、プログラム受講群の方が、非受講群よりも再犯率が10.7ポイント低いことが示され、一定の再犯抑止効果が認められた。2022年度（令和4年度）からは、対象者の達成したい目標や強みをより一層活用するとともに、特定の問題性や特性を有する者にも対応した内容にプログラムを改訂するなど、刑事施設収容中から出所後までの一貫性のある効果的な指導の充実を図っている。さらに、グループワーク指導担当者が効果的な指導を行うことができるよう、集合研修の充実化、指導担当者による事例検討会の定期的な開催、外部の専門家による指導担当者への助言等による指導者育成を行っている。

少年院では、強制的性交等、強制わいせつや痴漢といった性犯罪を始め、例えば、下着の窃盗等、性的な動機により非行をした在院者に対し、特定生活指導として性非行防止指導を実施しており、2021年（令和3年）は、126人（前年：134人）が修了した。また、男子少年院2庁（北海少年院及び福岡少年院）において、他の少年院から在院者を一定期間受け入れ、認知行動療法等の技法に通じた外部の専門家等の協力を得て、グループワークを中心とした指導を行うなど、特に重点的かつ集中的な指導を実施しており、2021年度（令和3年度）は、28人（前年度：19人）が同指導を修了した。これらの指導の結果は、少年院仮退院後の継続的な指導の実施に向け、保護観察所に引き継いでいる。

保護観察所では、自己の性的欲求を満たすことを目的とした犯罪行為を繰り返すなどの問題傾向を有する保護観察対象者に対して、その問題性を改善するため、認知行動療法に基づく性犯罪者処遇プログラムを実施してきた。2019年度（令和元年度）に実施した効果検証の結果においては、プログラム受講群の方が非受講群よりも性犯罪の再犯率が11.1ポイント低く、一定の再犯抑止効果が示唆された。2022年度（令和4年度）からは、対象者の達成したい目標や強みをより一層活用することや性的な興味関心・問題への対処状況等の継続的な点検等を目的として、従前のプログラムの改訂を行い、性犯罪再犯防止プログラム（資5-68-2）を実施することとしている。

なお、2022年度（令和4年度）以降の刑事施設及び保護観察所における性犯罪者等に対する専門

※6 更生支援計画書

弁護人が社会福祉士等に依頼して作成する、個々の被疑者・被告人に必要な福祉の支援策等について取りまとめた書面。

※7 調整プログラム

知的能力に制約がある者を対象としたプログラムであり、イラスト等の視覚情報やSST等の補助科目を効果的に取り入れるなどして実施する。

※8 集中プログラム

刑期が短いこと等の理由で通常の実施期間を確保できない者を対象としたプログラムであり、通常のプログラムの内容を凝縮し、短期間で実施する。

的処遇の具体的な運用等については「特集第1節-②-(3)-ア」を参照。

資5-68-1 性犯罪再犯防止指導の概要



刑事施設における特別改善指導

性犯罪再犯防止指導

■ 指導の目標

強制わいせつ、強制性交等その他これに類する犯罪又は自己の性的好奇心を満たす目的をもって人の生命若しくは身体を害する犯罪につながる自己の問題性を認識させ、その改善を図るとともに、再犯しないための具体的な方法を習得させる。

- 対象者 性犯罪の要因となる認知の偏り、自己統制力の不足等がある者
- 指導者 刑事施設の職員（法務教官、法務技官、刑務官）、処遇カウンセラー（性犯担当。認知行動療法等の技法に通じた臨床心理士等）
- 指導方法 グループワーク及び個別に取り組む課題を中心とし、必要に応じカウンセリングその他の個別対応を行う。
- 実施頻度等 1単元100分、週1回又は2回、標準実施期間：4～9か月※

※ 再犯リスク、問題性の程度、プログラムとの適合性に応じて、高密度（9か月）・中密度（7か月）・低密度（4か月）のいずれかのプログラムを実施

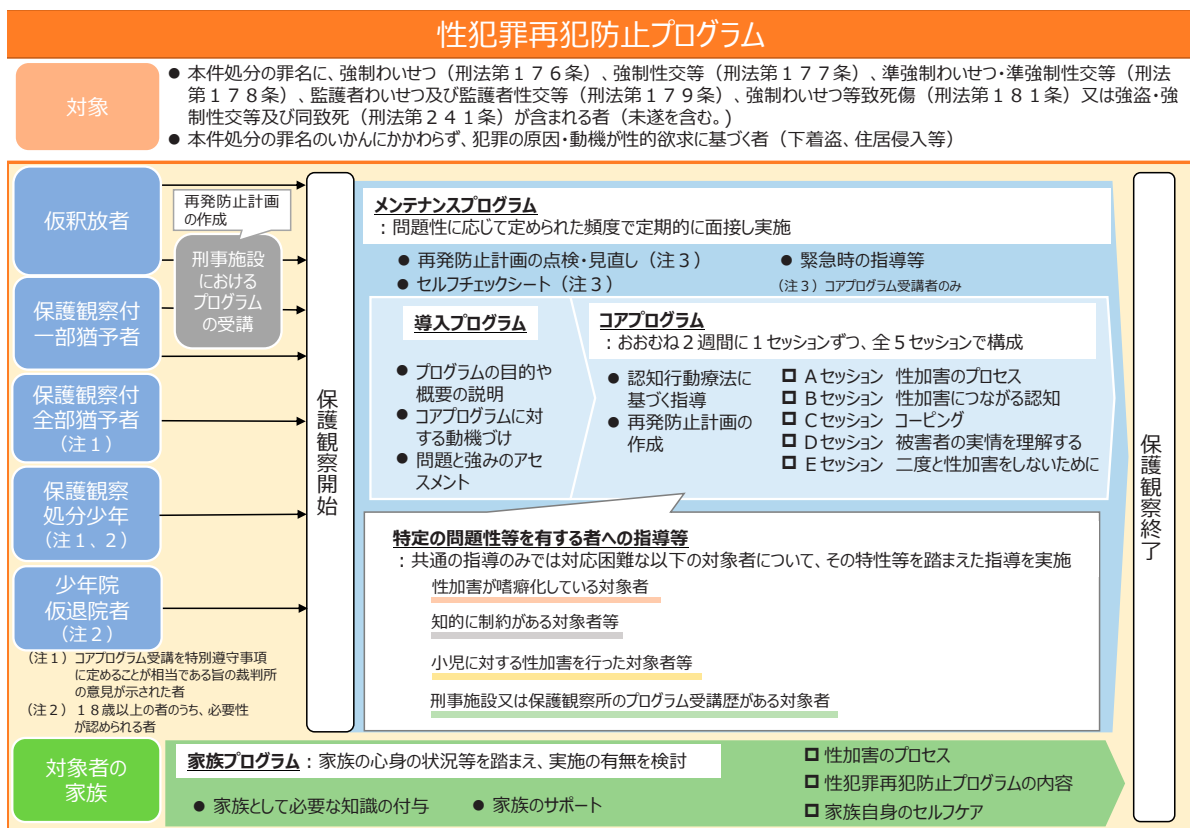
《認知行動療法》
問題行動（性犯罪）の背景にある自らの認知（物事の考え方、とらえ方）の歪みに気付かせ、これを変化させること等によって、問題行動を改善させようとする方法

カリキュラム

項目	方法	指導内容	高密度	中密度	低密度
オリエンテーション	講義	- 指導の構造、実施目的について理解させる。 - 性犯罪につながる問題性を助長するおそれがある行動について説明し、自己規制するよう方向付ける。 - 対象者の不安の軽減を図る。			
準備プログラム	グループワーク	受講の心構えを養い、参加の動機付けを高めさせる。	必修	必修	—
本科					
第1科 自己統制	グループワーク 個別課題	- 事件につながった要因について幅広く検討し、特定させる。 - 事件につながった要因が再発することを防ぐための介入計画（自己統制計画）を作成させる。 - 効果的な介入に必要なスキルを身に付けさせる。	必修	必修	必修 （凝縮版）
第2科 認知の歪みと 変容方法	グループワーク 個別課題	- 認知が行動に与える影響について理解させる。 - 偏った認知を修正し、適応的な思考スタイルを身に付けさせる。 - 認知の再構成の過程を自己統制計画に組み込ませる。	必修	選択	—
第3科 対人関係と 親密性	グループワーク 個別課題	- 望ましい対人関係について理解させる。 - 対人関係に係る本人の問題性を改善させ、必要なスキルを身に付けさせる。	必修	選択	—
第4科 感情統制	グループワーク 個別課題	- 感情が行動に与える影響について理解させる。 - 感情統制の機制を理解させ、必要なスキルを身に付けさせる。	必修	選択	—
第5科 共感と 被害者理解	グループワーク 個別課題	- 他者への共感性を高めさせる。 - 共感性の出現を促す。	必修	選択	—
メンテナンス	個別指導 グループワーク	- 知識やスキルを復習させ、再犯しない生活続ける決意を再確認させる。 - 作成した自己統制計画の見直しをさせる。 - 社会内処遇への円滑な導入を図る。			

出典：法務省資料による。

資5-68-2 性犯罪再犯防止プログラムの概要



出典：法務省資料による。

(2) 子供を対象とする暴力的性犯罪をした者の再犯防止【施策番号69】

警察は、13歳未満の子供に対して強制わいせつ等の暴力的性犯罪をした刑事施設出所者について、法務省から情報提供を受け、各都道府県警察において、当該出所者と連絡を取り、同意を得て面談を行うなど、再犯防止に向けた措置を講じている。

③ ストーカー加害者に対する指導等

(1) 被害者への接触防止のための措置【施策番号70】

警察及び法務省は、2013年（平成25年）4月から、ストーカー事案を始めとする恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案に係る仮釈放者及び保護観察付執行猶予者について、被害者等に接触しようとしているなどの問題行動等の情報を共有するなど、緊密かつ継続的な連携によって、こうした者の特異動向等を双方で迅速に把握することができるようにしている。

また、保護観察所では、警察から得た情報等を基にして、必要に応じ再加害を防止するための指導を徹底するなどしており、遵守事項^{※9}違反の事実が確認されたときは、仮釈放の取消しの申出又は刑の執行猶予の言渡しの取消しの申出を行うなど、ストーカー加害者に対する適切な措置を実施している。

※9 遵守事項

保護観察対象者が保護観察期間中に守らなければならない事項。全ての保護観察対象者に共通して定められる一般遵守事項と、個々の保護観察対象者ごとに定められる特別遵守事項がある。遵守事項に違反した場合には、仮釈放の取消しや刑の執行猶予の言渡しの取消し等のいわゆる不良措置がとられることがある。

(2) ストーカー加害者に対するカウンセリング等【施策番号71】

警察は、加害者への対応方法や治療・カウンセリングの必要性について精神科医等の助言を受け、加害者に治療・カウンセリングの受診を勧めるなど、地域の精神科医療機関等との連携を推進している。また、ストーカー加害者への対応を担当する警察職員に、精神医学的・心理学的アプローチに関する技能や知識の向上に係る研修を受講させている。

(3) ストーカー加害者に対する指導等に係る調査研究【施策番号72】

警察庁及び法務省は、2017年度（平成29年度）に、ストーカー加害者が抱える問題等や、効果的な指導方策、処遇等について、一定期間におけるストーカー加害者の再犯の状況等に関する調査研究を実施した。本調査研究では、2014年（平成26年）に警察においてストーカー事案として相談等受理された経緯のある受刑者や保護観察対象者について、その実態の把握を行っており、これを踏まえ、より効果的な処遇を実施するためのアセスメント方法等について2021年度（令和3年度）に刑事施設向けの執務参考資料を作成したほか、保護観察所においては、2021年（令和3年）1月から類型別処遇（【施策番号83】参照）に新たに「ストーカー類型」を位置付け、類型ごとの処遇の指針である「類型別処遇ガイドライン」を踏まえた処遇を実施している。また、警察庁では、2022年度（令和4年度）にストーカー加害者に対する再犯防止のための効果的な精神医学的・心理学的アプローチに関する調査研究を実施する。

4 暴力団関係者等再犯リスクが高い者に対する指導等

(1) 暴力団からの離脱に向けた指導等【施策番号73】

法務省は、刑事施設において、警察等と協力しながら、暴力団の反社会性を認識させる指導を行い、離脱意志の醸成を図るため、特別改善指導（【施策番号83】参照）として暴力団離脱指導（**資5-73-1**参照）を実施している（2021年度（令和3年度）の受講開始人員は383人（前年度：551人）であった。）。

また、保護観察所では、暴力団関係者の暴力団からの離脱に向けた働き掛けを充実させるため、警察、暴力追放運動推進センター^{※10}及び矯正施設との連携を強化しており、暴力団関係者の離脱の意志等の情報を把握・共有して必要な指導等をしている。

さらに、警察及び暴力追放運動推進センターでは、矯正施設及び保護観察所と連携し、離脱に係る情報を適切に共有するとともに、矯正施設に職員が出向いて、暴力団員の離脱意志を喚起するための講演を実施するなど暴力団離脱に向けた働き掛けを行っている（同働き掛けによる暴力団離脱人員については、**資5-73-2**参照）。

※10 暴力追放運動推進センター

暴力団員による不当な行為の防止と被害の救済を目的として、市民の暴力団排除活動を支援する組織であり、各都道府県公安委員会又は国家公安委員会に指定される。



地域社会とともに
開かれた矯正へ

刑事施設における特別改善指導

暴力団離脱指導

- 指導の目標
暴力団からの離脱に向けた働き掛けを行い、本人の有する具体的な問題性の除去及び離脱意志の醸成を図る。
- 対象者
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員である者
- 指導者
・ 刑事施設の職員（法務教官、法務技官、刑務官）、関係機関（警察、都道府県暴力追放運動推進センター、職業安定所職員）等
- 指導方法
・ 講義、討議、個別面接、課題作文、視聴覚教材の視聴
・ 離脱意志の程度に応じた集団編成 等
- 実施頻度等
1 単元50分 9 単元、標準実施期間：2～4か月

カリキュラム

項目	指導内容	方法
オリエンテーション	受講の目的と意義を理解させる。	講義
加入動機と自己の問題点	加入の動機を振り返らせ、自己の問題点について考えさせる。	討議、課題作文、面接
金銭感覚の是正	暴力団に加入したことにより、金銭感覚がそれまでの生活と一転し、考え方も変化したことについて考えさせる。	課題作文、面接
周囲（家族、社会等）に与えた影響	家族を始めとする周囲の人々に及ぼした影響について考えさせる。	討議、課題作文、面接、役割交換書簡法
暴力団の現状と反社会性	暴力団の現状及びその反社会的性質について認識させ、暴力団に加入したことが誤りであったことに気付かせる。	講義（警察関係者等）、視聴覚教材の視聴
暴力団を取り巻く環境	いわゆる暴対法等の講義を実施し、暴力団に加入していることによって、これからも犯罪に関わってしまう可能性が高いことに気付かせる。	講義、視聴覚教材の視聴
自己の問題点の改善	自己の問題点を改善するための、具体的な方法について考えさせる。	討議、課題作文、面接
離脱の具体的な方法	離脱のための具体的な手続及び方法について理解させた上で、自分自身の対応について考えさせる。	講義（警察関係者等）、討議、面接
釈放後の就職	求職状況及び求人状況の現状を認識させた上で、健全な職業観を身に付けさせ、出所後の就職への心構えをさせる。	講義（公共職業安定所職員等）、課題作文
離脱の決意と生活設計	離脱の決意を固めさせ、出所後の具体的な生活設計を立てさせる。	講義、討議、面接、課題作文

出典：法務省資料による。

資5-73-2 離脱者数の推移（概数）

（平成29年～令和3年）	
年 次	離脱者数（概数）
平成29年	640
30	640
令和元年	570
2	510
3	430

注 1 警察庁調査による。

2 離脱者数は、警察、暴追センターが離脱支援をしたことで暴力団から離脱した者の数である。

（2）暴力団員の社会復帰対策の推進【施策番号74】

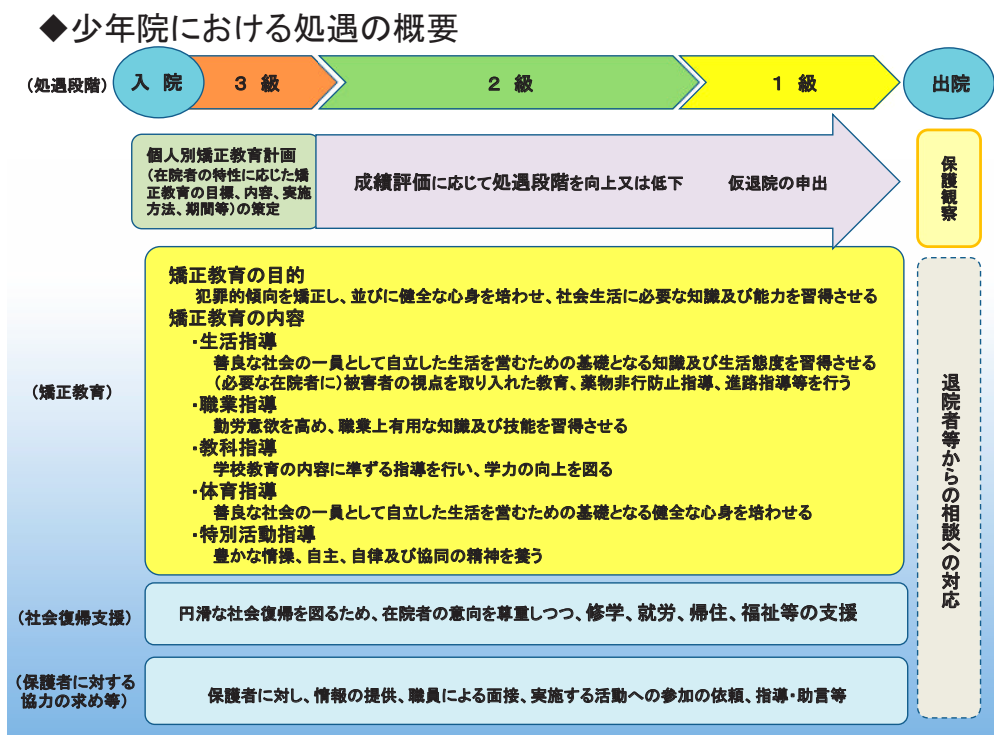
警察は、暴力団からの離脱及び暴力団離脱者の社会復帰・定着を促進するため、都道府県単位で、警察のほか、暴力追放運動推進センター、職業安定機関、矯正施設、保護観察所、協賛企業等で構成される社会復帰対策協議会の枠組みを活用して、暴力団離脱者のための安定した雇用の場を確保し、社会復帰の促進に取り組んでいる。

5 少年・若年者に対する可塑性に着目した指導等

（1）刑事司法関係機関における指導体制の充実【施策番号75】

法務省は、少年院において、適正な処遇（資5-75-1 参照）を展開するため、生活の場である集団寮における指導を複数職員で行う体制の充実を図っている（2021年度（令和3年度）は、20庁（前年度：18庁）で複数指導体制を実施）。

資5-75-1 少年院における処遇の概要



出典：法務省資料による。

(2) 関係機関と連携したきめ細かな支援等【施策番号76】

法務省は、少年院において、家庭裁判所や保護観察所、少年鑑別所、児童相談所等の関係機関の担当者が一堂に会して、少年院在院者を対象とした処遇ケース検討会を実施し、処遇の一層の充実を図るとともに、関係機関との実質的な連携・協力体制を強化している（2021年度（令和3年度）は、全少年院において、合計209回（前年度：174回）の処遇ケース検討会を実施）。

少年鑑別所では、地域援助を通じて、地域における関係機関との連携に係るネットワークの構築に努めている。特に、児童相談所や児童福祉施設、福祉事務所等を含む福祉・保健機関からの心理相談等の依頼は増加しており、依頼内容も、問題行動への対応や、その背景に知的な問題や発達障害等が疑われる者への支援等、幅広く寄せられている。2021年（令和3年）におけるこれら福祉・保健機関等からの心理相談等の依頼件数は、2,533件（前年：2,308件）であった。また、少年鑑別所が、所在する地域の警察と少年の立ち直り支援活動に関する協定書を結ぶなど、県警少年サポートセンター等との連携を強化している。そのほか、2020年度（令和2年度）から、法務省児童虐待防止プランに基づき、全国の少年鑑別所が、法務省の児童虐待担当窓口の一つとして位置付けられたことを踏まえ、児童相談所等関係機関とより一層緊密に連携し、児童虐待の早期発見・早期対応に協力できる体制の維持・構築を推進している。

保護観察所では、被虐待経験を有していたり、心身の障害を有しているなどして何らかの支援を必要とする保護観察対象者について、児童相談所等の関係機関の担当者との情報共有や協議を行うなど、必要に応じて関係機関との連携を行い、きめ細やかな支援等を実施している。

(3) 少年鑑別所における観護処遇の充実【施策番号77】

法務省は、少年鑑別所において、在所者の自主性を尊重しつつ、職員が相談に応じたり助言を行ったりしている。また、在所者の情操を豊かにし、健全な社会生活を営むために必要な知識及び能力を向上させることができるよう、地域の関係機関や民間ボランティア等の協力を得ながら、在所者に対して、学習、文化活動その他の活動の機会を与えている。

(4) 非行少年に対する社会奉仕体験活動等への参加の促進【施策番号78】

警察は、非行少年を生まない社会づくり（【施策番号60】参照）の一環として、少年サポートセンターが主体となって、少年警察ボランティア（【施策番号59】参照）や、少年と年齢が近く少年の心情や行動を理解しやすい大学生ボランティア、関係機関と連携して、非行少年の立ち直りを支援する活動に取り組んでいる。この活動では、個々の少年の状況に応じて指導・助言を実施しているほか、周囲の人々とのつながりの中で少年に自己肯定感や達成感を感じさせ、また、他人から感謝される体験を通じてきずなを実感させることを目的として、社会奉仕体験活動、農業体験等の生産体験活動、スポーツ活動等への参加の促進を図っている。

(5) 保護者との関係を踏まえた指導等の充実【施策番号79】

法務省は、少年院において、在院者とその保護者との関係改善や在院者の処遇に対する保護者の理解・協力の促進、保護者の監護能力の向上等を図るため、保護者に対して、保護者ハンドブックの提供や面接等を実施している上、在院者が受ける矯正教育を共に体験してもらう保護者参加型プログラムを実施している（【施策番号25】参照）。

保護観察所では、保護観察対象少年に対し、保護者との関係改善に向けた指導・支援を行うとともに、保護者に対する措置として、対象者の処遇に対する理解・協力の促進や保護者の監護能力の向上を図るための指導・助言を行っている。具体的には、「保護者のためのハンドブック」^{*11}の提供や、講習会、保護者会を実施しており、2021年度（令和3年度）の保護者会等の実施回数は20回（前年度：23回）であった。また、保護者による適切な監護が得られない場合には、児童相談所等の関

係機関や民間団体等と連携し、本人の状況に応じて、社会での自立した生活に向けた指導・支援を行っている。

(6) 非行少年を含む犯罪者に対する処遇を充実させるための刑事法の整備等【施策番号80】

少年法における「少年」の上限年齢の在り方及び非行少年を含む犯罪者に対する処遇を一層充実させるための刑事法の整備の在り方については、2020年（令和2年）10月、法制審議会から法務大臣に対し答申^{※12}がなされた。

法務省においては、同答申のうち、まず、罪を犯した18歳及び19歳の者に対する処分及び刑事事件の特例等に関する法整備を行うこととし、2021年（令和3年）2月、少年法等の一部を改正する法律案を第204回国会に提出した。その後、同年5月、少年法等の一部を改正する法律（令和3年法律第47号）が成立し、2022年（令和4年）4月1日から施行された。

この改正により、18歳及び19歳の者について、引き続き少年法の適用対象としつつ、17歳以下の少年とは異なる特例として、①いわゆる原則逆送対象事件に、死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役・禁錮に当たる罪の事件を加えること、②保護処分は、犯情の軽重を考慮して相当な限度を超えない範囲内においてしなければならないとするともに、ぐ犯をその対象から除外すること、③検察官送致決定後の刑事事件の特例に関する規定は、原則として適用しないこと、④18歳又は19歳の時に犯した罪により公判請求された場合には、いわゆる推知報道の禁止に関する規定を適用しないことが定められた。

同法律の施行に合わせて、少年法第64条第1項第2号の「2年の保護観察」の期間中に遵守事項違反のあった特定少年を一定期間収容し^{※13}、その特性に応じた処遇を行う少年院として、新たに第5種少年院が設けられた。同少年院では、「保護観察復帰プログラム」（資5-80-1参照）を導入し、保護観察所と連携して実施することとした。さらに、全ての少年院では、民法上の成年となる特定少年に対して、大人としての自覚を高めるための特定生活指導「成年社会参画指導」（資5-80-2参照）の導入等、矯正教育の一層の充実を図っている。

少年鑑別所では、特定少年について原則逆送事件の対象拡大等の特例が設けられたことを踏まえ、鑑別実施体制の強化を図ることとした。さらに、矯正教育等の充実に資するため、全ての少年院在院者を対象として、原則として在院中に処遇鑑別（収容処遇鑑別を含む。）を実施し、個人別矯正教育目標の達成状況等を調査・分析し、その結果を少年院に通知することとした。

また、法務省においては、法制審議会からの前記答申に基づき、犯罪者に対する処遇を一層充実させるための法整備を行うこととし、2022年（令和4年）3月、刑法等の一部を改正する法律案を第208回国会に提出した。その後、同年6月、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）が成立し、同月17日に公布された。

同法では、①懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑を創設すること、②再度の刑の全部の執行猶予の言渡しをすることができる対象者の範囲を拡大すること、③猶予の期間内に更に犯した罪について公訴の提起がされている場合には、当該罪についての有罪判決の確定が猶予の期間の経過後となったときにおいても、猶予された当初の刑を執行することができるようにすること、④再び保護

※11 保護観察所における「保護者のためのハンドブック」
https://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo02_00049.html



※12 法制審議会の議事録及び関係資料は、法務省ホームページ（<https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi03500038.html>）に掲載されている。



※13 少年法等の一部を改正する法律（令和3年法律第47号）による改正後の少年法第64条第1項第2号の規定に基づく保護処分の保護観察期間は2年であり、期間中、家庭裁判所は、保護観察所の長の申請があった場合において、この保護処分を受けた特定少年が、その遵守すべき事項を遵守しなかったと認められる事由があり、その程度が重く、かつ、少年院において処遇を行わなければ本人の改善及び更生を図ることができないと認めるときは、本保護処分を受けた特定少年を少年院に収容する旨の決定をしなければならない。

観察付全部執行猶予を言い渡された者については、少年鑑別所による鑑別を行うなどして再犯の要因を的確に把握し保護観察を実施すること、⑤受刑者に対する社会復帰支援を刑事施設の長の責務として明記すること、⑥刑事施設の長等の依頼による鑑別の対象者を20歳以上の受刑者等にも拡大すること、⑦申出のあった被害者等から心情等を聴取することとし、これを矯正処遇や保護観察に生かすこととするほか、申出により保護観察対象者にその心情等を伝達する現行法上の措置に加えて、受刑者に対してもその心情等を伝達できるようにすること、⑧刑の執行を終えた者等に対する援助を拡充すること等が定められた。

①から④までは公布日から起算して3年を、⑤から⑧までは公布日から起算して1年6月を、それぞれ超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされた。

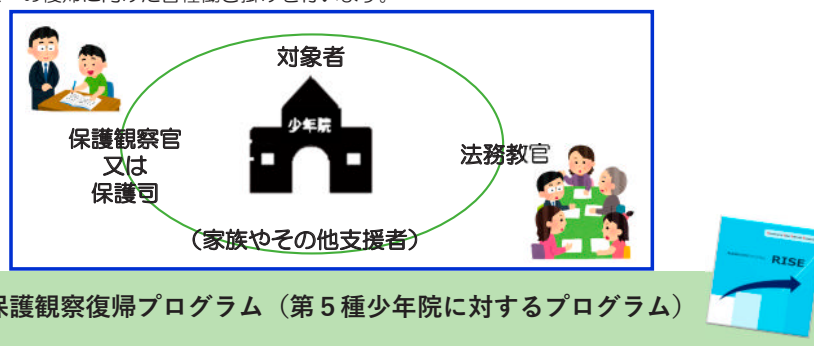
資5-80-1 保護観察復帰プログラムの概要

第5種少年院の処遇～保護観察所との連携強化

矯正局と保護局が協働で開発し、少年院と保護観察所が連携して実施するプログラム

<第5種少年院とは>

2年の保護観察処分を受けた少年が保護観察中に重大な遵守事項違反があった場合に、1年の範囲内で少年院に収容し、保護観察への復帰に向けた各種働き掛けを行います。



保護観察復帰プログラム（第5種少年院に対するプログラム）

指導目的

保護観察の指導監督等により改善更生を図ることができる状態になるよう、更生への動機づけを高めること

指導形式

教材「R I S E（Roadmap to Ideal Self with Engaging）」を用いた集団指導、個別指導等

単元	単元名	内容
1	今の自分	今の気持ち・状況を見つめる
2	2つの気持ち	保護観察中の生活を振り返る
3	私の大切なもの	自分の価値を探る
4	ありたい自分	「ありたい自分」を明確化する
5	保護観察を受けるのはなぜ？ ★	保護観察の意義を学ぶ
6	強みと資源	自分の強みや資源を明確化する
7	「ありたい自分」へのステップ	ありたい自分を実現するための生活・行動を考える
8	ハードルを越える	保護観察再開後の危機場面への対処法を考える
9	私のロードマップ	出院後の行動計画を作成
10	新たな出発 ★	更生への決意を固める

★ 保護観察官又は保護司の参加単元

出典：法務省資料による。

矯正教育の充実～成年社会参画指導の導入

★ 指導目標

成年であることの自覚及び責任の喚起並びに社会参加に必要な知識の付与等

対象者

成年に達した者について、自らの責任に基づき自律的に社会生活を営むために必要な自覚が欠如し、又は必要な知識及び行動様式が身に付いていない者

指導内容

①受講者全員に対して統一的に行う中核プログラム

②受講者の個々の必要性に応じて選択的に行う周辺プログラム

③中核プログラム終了後に個別に行うフォローアップ指導を組み合わせて実施

実施結果

更生保護官署（保護観察所等）へ情報提供



指導内容の概要（中核プログラム）

単元	指導科目
第1回	大人になる①
第2回	非行・犯罪について①
第3回	ルールについて
第4回	契約について
第5回	契約トラブルについて
第6回	訴訟について
第7回	家族について
第8回	結婚について
第9回	仕事について
第10回	友人について
第11回	非行・犯罪について②
第12回	大人になる②

※ 短期社会適応課程及び保護観察復帰指導課程においては、6単元の短縮版を標準とする。

出典：法務省資料による。

6 女性の抱える問題に応じた指導等【施策番号81】

法務省は、全国的女性刑事施設11庁のうち、PFI手法を活用した刑事施設^{※14}である美祢社会復帰

※14 PFI手法を活用した刑事施設

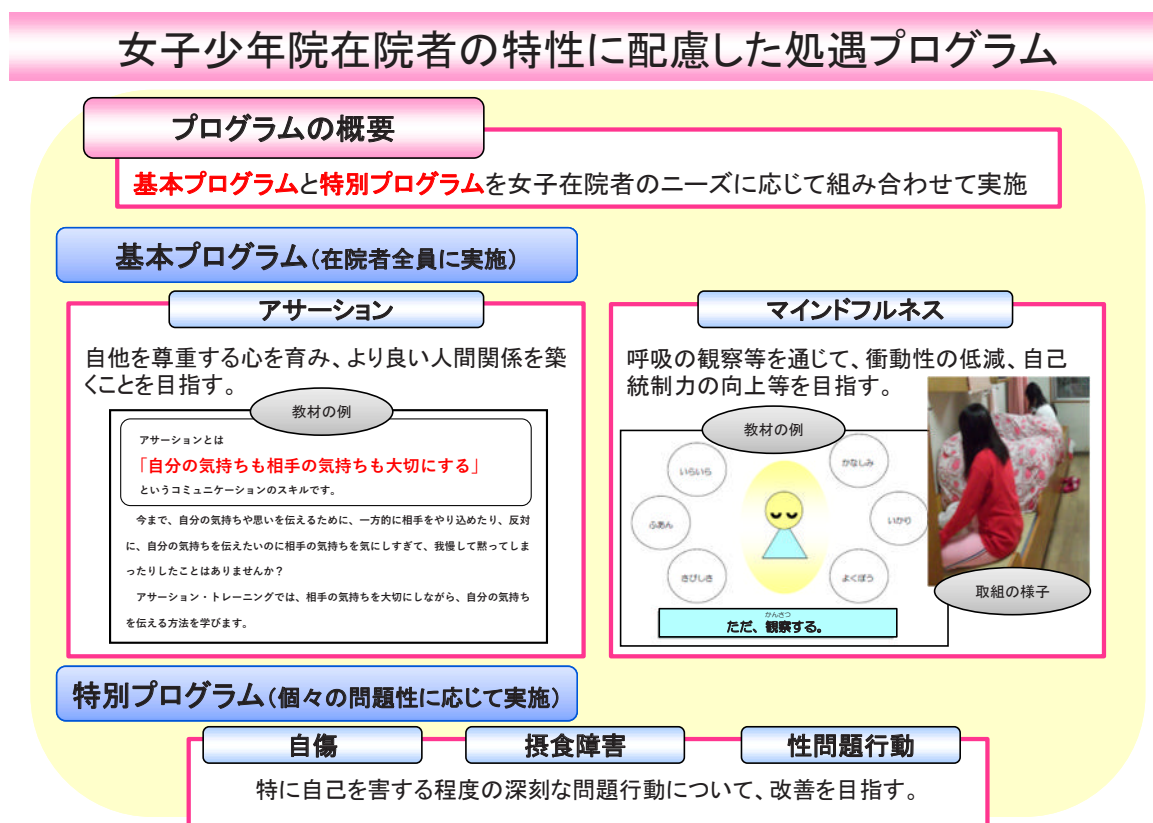
刑事施設の整備・運営にPFI（Private Finance Initiative）手法（公共施設等の建築、維持管理、運営等を民間の資金・ノウハウを活用して行う手法）の活用が図られている施設。美祢社会復帰促進センターにおいても、民間のノウハウとアイデアを活用し、女性受刑者特有の問題に着目した指導・支援を行っている。

促進センター以外の10庁の女性刑事施設において、女性受刑者特有の問題に対処するため、看護師、助産師、介護福祉士等、医療・福祉等の地域の専門家の協力・支援を得て、女性受刑者に対する助言・指導や職員に対する研修等を行う、「女子施設地域連携事業」を実施している。さらに、医療専門施設である東日本成人矯正医療センター、大阪医療刑務所及び北九州医療刑務所に、臨床心理士を配置し、全国の摂食障害女性受刑者を収容することで、より効果的な治療が受けられる体制の整備を行っており、全国の女性刑事施設に収容中の摂食障害女性受刑者を当該医療専門施設に移送し、治療を実施している。また、2019年度（令和元年度）には、摂食障害治療・処遇体制の統一を図るため、これら医療専門施設に加え、全国の女性刑事施設の摂食障害治療・処遇に携わる職員（医師、看護師、臨床心理士、刑務官等）に対する集合研修を実施している。

少年院では、女子の少年院入院者の多くが虐待等の被害体験や性被害による心的外傷等の精神的な問題を抱えていることを踏まえ、2016年度（平成28年度）から、女子少年院在院者の特性に配慮した処遇プログラム（資5-81-1 参照）を試行しているほか、同プログラムの効果検証を進めつつ、プログラムの一部の見直しを行っている。

さらに、地域社会の中でも女性の特性に配慮した指導・支援を推進するため、2017年度（平成29年度）から、女性や女子少年を受け入れる各更生保護施設において職員を1人増配置している。

資5-81-1 女子少年院在院者の特性に配慮した処遇プログラムの概要



出典：法務省資料による。

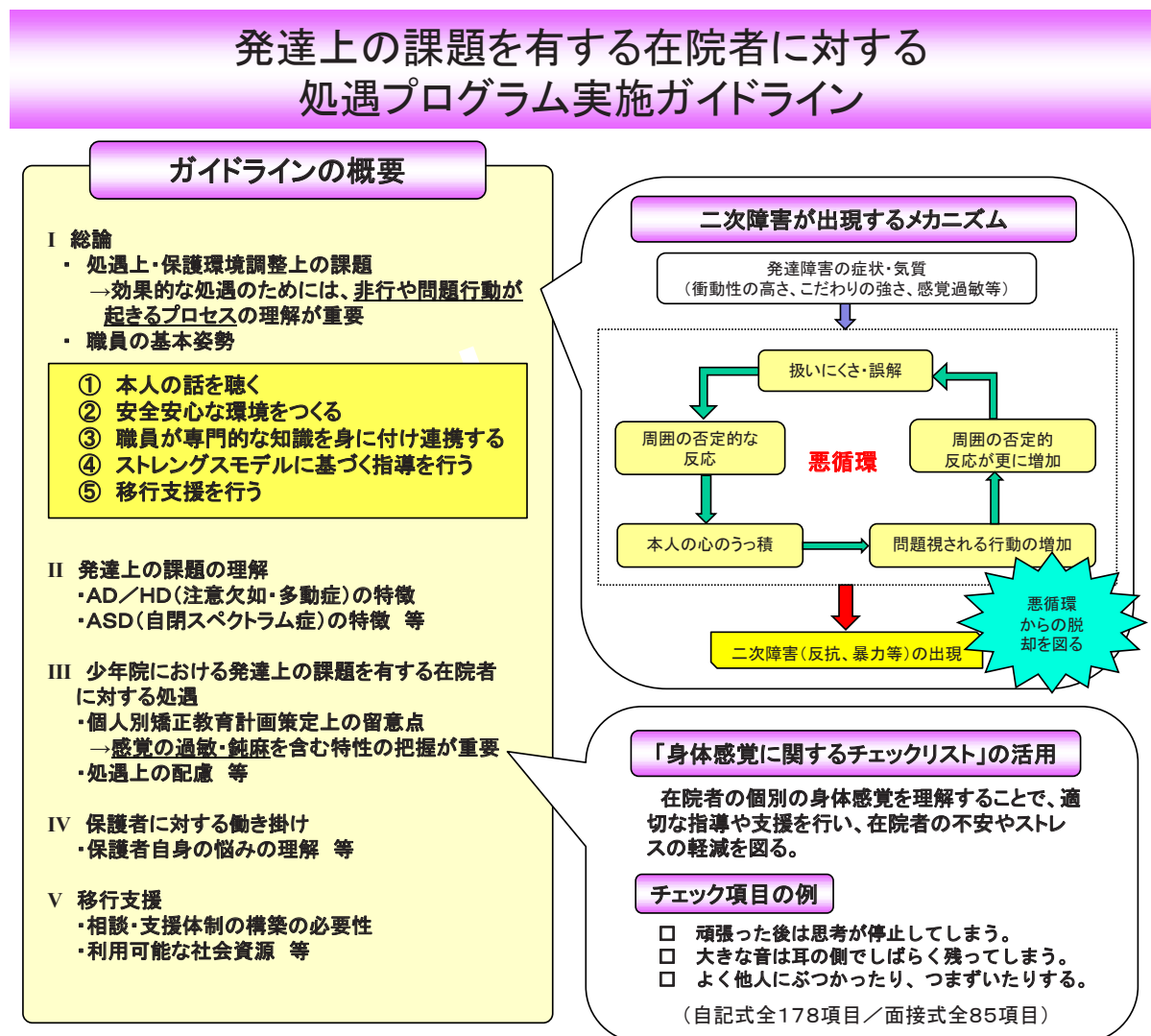
7 発達上の課題を有する犯罪をした者等に対する指導等【施策番号82】

法務省は、少年院において、在院者の年齢や犯罪的傾向の程度等に着目し、一定の共通する類型ごとに矯正教育課程^{*15}を定め、発達上の課題を有する者については、その特性に応じて、支援教育課程^{*16}I～Vのいずれかを履修するよう指定している（2021年（令和3年）、支援教育課程I～Vの

いずれかを指定された在院者は411人（前年：433人）。また、発達上の課題を有する在院者の処遇に当たっては、「発達上の課題を有する在院者に対する処遇プログラム実施ガイドライン」（資5-82-1参照）を活用しているほか、2018年度（平成30年度）からは、身体機能の向上に着目した指導を導入し、その充実に努めている。

保護観察所では、類型別処遇（【施策番号83】参照）における「発達障害」類型に該当する、又はその他発達上の課題を有する保護観察対象者について、必要に応じて、児童相談所や発達障害者支援センター等と連携するなどして、個別の課題や特性に応じた指導等を実施している。また、更生保護官署職員及び保護司に対し、発達障害に関する理解を深め、障害特性を理解した上での確かな支援を行うための研修や教材の整備を実施している。

資5-82-1 発達上の課題を有する在院者に対する処遇プログラム実施ガイドラインの概要



出典：法務省資料による。

※15 矯正教育課程

在院者の年齢、心身の障害の状況及び犯罪的傾向の程度、社会生活への適応に必要な能力等の特性について、一定の類型に分け、その類型ごとに在院者に対して行う矯正教育の重点的な内容及び標準的な期間を定めたもの。

※16 支援教育課程

障害又はその疑い等のため処遇上の配慮が必要な者に対して指定する矯正教育課程をいう。支援教育課程のうち、Ⅰは知的障害、Ⅱは情緒障害若しくは発達障害、Ⅲは義務教育終了者で知的能力の制約や非社会的行動傾向のある者等に対して指定する。また、Ⅳは知的障害、Ⅴは情緒障害若しくは発達障害のある者等で、犯罪的傾向が進んだ者に対して指定する。

8 その他の効果的な指導等の実施に向けた取組の充実

(1) 各種指導プログラムの充実【施策番号83】

法務省は、刑事施設において、性犯罪再犯防止指導（【施策番号68】参照）や薬物依存離脱指導（【施策番号44】参照）等の特別改善指導（資5-83-1参照、同指導の受講開始人員は資5-83-2参照）のほか、一般改善指導（資5-83-1参照）としてアルコール依存回復プログラム（資5-83-3参照）や暴力防止プログラム（資5-83-4参照）等を実施している。

特に、児童等に対する虐待行為をした受刑者に対しては、暴力防止プログラムの中で、再加害防止に向けて、本人の責任を自覚させ、暴力を振るうことなく生活するための具体的なスキルを身に付け、実践できるようにするため、家族を始めとした親密な相手に対する暴力に関するカリキュラムを実施しているほか、必要に応じて、犯した罪の大きさや被害者の心情等を認識させ、再び罪を犯さない決意を固めさせるための被害者の視点を取り入れた教育（【施策番号86】参照）も実施している。

少年院では、2018年（平成30年）から、特殊詐欺の問題性を理解させ、再犯・再非行を防止するための指導を一層充実・強化するための教材整備を行っており、2021年度（令和3年度）から、振り込め詐欺等の特殊詐欺に関与した少年院在院者を対象に、ワークブックに加え、被害に関する理解等を深めるための視聴覚教材を作成し、これらを用いて特殊詐欺非行防止指導を体系的に実施している。

保護観察所では、保護観察対象者に対し、認知行動療法に基づく専門的処遇プログラムを実施している（同プログラムの開始人員は資5-83-5参照）。専門的処遇プログラムには、性犯罪再犯防止プログラム（【施策番号68】参照）、薬物再乱用防止プログラム（【施策番号44】参照）、暴力防止プログラム（資5-83-6参照）及び飲酒運転防止プログラム（資5-83-7参照）の4種類がある。保護観察対象者の問題性に応じて、各プログラムを受けることを特別遵守事項として義務付けるほか、必要に応じて生活行動指針^{※17}として設定するなどして実施している。なお、2022年度（令和4年度）からは、少年法等の一部を改正する法律（令和3年法律第47号）の施行に伴い、18歳以上の保護観察処分少年及び少年院仮退院者に対する処遇の充実を図ることを目的として、各プログラムを特別遵守事項として義務付けて実施することを可能とする対象者の範囲を、従来の仮釈放者及び保護観察付執行猶予者のみならず、18歳以上の保護観察処分少年及び少年院仮退院者にまで拡大し、特定の犯罪的傾向の改善のため、各プログラムを実施することとしている。

2019年（令和元年）から、児童に対する虐待行為をした保護観察対象者に対しては、暴力防止プログラム（児童虐待防止版）（資5-83-8参照）を試行的に実施し、身体的虐待につながりやすい考え方の変容、養育態度の振り返り、児童との適切な関わり方の習得、身体的虐待を防止するために必要な知識の習得を図っている。

また、2020年（令和2年）3月から、保護観察対象者のうち嗜癖的な窃盗事犯者に対しては、「窃盗事犯者指導ワークブック」や、自立更生促進センターが作成した処遇プログラムを活用し、窃盗の背景要因や問題を分析し、窃盗を止める意欲を高め、具体的な行動計画を考えさせることなどを通じて、その問題性に応じた保護観察処遇も実施している。

さらに、保護観察対象者の問題性その他の特性を、その犯罪・非行の態様等によって類型化して把握し、各類型ごとに共通する問題性等に焦点を当てた処遇として「類型別処遇」を実施しているところ、保護観察の実効性を一層高めることを目的として、2021年（令和3年）1月から新たな「保護観察類型別処遇要領」を定め、同要領に基づき類型別処遇を実施している（資5-83-9参照）。昨今

※17 生活行動指針

保護観察における指導監督を適切に行うため必要があると認めるときに保護観察所の長が定める保護観察対象者の改善更生に資する生活又は行動の指針である。保護観察対象者は、生活行動指針に即して生活し、行動するよう努めることを求められるが、これに違反した場合に、直ちに不良措置をとられるものではない点で、特別遵守事項とは異なる。

の犯罪・非行情勢等を踏まえ、「ストーカー」、「特殊詐欺」、「嗜癖的窃盗」、「就学」類型を新設したほか、「精神障害」類型の下位類型として「発達障害」、「知的障害」類型を定めるなど、類型の区分を見直すとともに、保護観察対象者に対する各類型ごとの処遇指針として、「類型別処遇ガイドライン」を新たに定め、同ガイドラインをアセスメント、保護観察の実施計画の作成及び処遇の実施等に活用した処遇を実施している。例えば、「特殊詐欺」類型の保護観察対象者については、特殊詐欺グループ以外の居場所をもてるよう、就労や就学を中心とした健全な生活を送るための指導等を行うとともに、特殊詐欺が被害者に与えた影響について理解させ、罪しょう感を深めさせることにより、謝罪や被害弁済等の今後行うべきことを考えさせている。

資5-83-1 刑事施設入所から出所までの矯正指導の流れ（一般改善指導及び特別改善指導の概要）



出典：法務省資料による。

資5-83-2 刑事施設における特別改善指導の受講開始人員

(平成29年度～令和3年度)

プログラムの種類	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
薬物依存離脱指導	10,989	9,728	8,751	7,707	7,493
暴力団離脱指導	553	694	557	551	383
性犯罪再犯防止指導	504	797	563	424	433
被害者の視点を取り入れた教育	804	793	696	538	468
交通安全指導	1,703	1,863	1,804	1,659	1,583
就労支援指導	3,638	3,526	3,664	2,952	2,900

注 法務省資料による。

資5-83-3 刑事施設におけるアルコール依存回復プログラムの概要



刑事施設における一般改善指導

アルコール依存回復プログラム

- 指導の目標
自己の飲酒の問題性を理解させ、その改善を図るとともに、再飲酒しないための具体的な方法を習得させる。
- 対象者
1 飲酒運転などの交通事犯者
2 飲酒の問題が犯罪や本人の心身の健康に影響を与えている者
- 指導者
刑事施設の職員（法務教官、法務技官、刑務官）、民間協力者（民間自助団体）等
- 指導方法
認知行動療法に基づき、グループワークの手法を用いる。
- 実施頻度等
1 単元60分から90分、12単元、標準実施期間：3～6か月

カリキュラム

単元	項目	指導内容
1	オリエンテーション	プログラムの目的とルールを理解し、全体の流れをつかむ。
2	サイクルを止める	飲酒のサイクルについて認識を深め、断酒を実現するための方法について知る。
3	外的引き金	外的引き金の知識を身につけ、自分の外的引き金は何かを知り、回避する方法を学ぶ。
4	内的引き金	内的引き金の知識を身につけ、自分の外的引き金は何かを知り、回避する方法を学ぶ。
5	断酒生活	断酒生活の経過イメージと各過程に生じる心身の特徴的な状態を理解する。
6	再飲酒の兆候（1）	再飲酒の兆候の知識を身につけ、自分の思考的兆候は何かを知り、対処方法を学ぶ。
7	再飲酒の兆候（2）	自分の行動的兆候は何かを知り、対処方法を学ぶ。
8	ストレスへの対処方法	ストレスと再飲酒の関係を理解し、自分のストレスの受け止め方の幅を広げる。
9	スケジュール	断酒生活の実現に向けたスケジュールを立てる。断酒生活を続ける心構えをつくる。
10	断酒生活の維持（1）	断酒生活を継続するための要点を整理し、今後の人間関係について見直す。
11	断酒生活の維持（2）	断酒生活を維持する対人関係の問題点について理解し、飲酒を断る対処方法や飲酒問題の解決方法を学ぶ。
12	まとめ	これまで学習した対処方法などを整理し、断酒生活を実現させるための心構えを確立する。

出典：法務省資料による。



刑事施設における一般改善指導

暴力防止プログラム

- 指導の目標
 - 1 暴力を振るうことなく施設内・社会内で生活できるよう、非暴力への動機付けを高めさせる。
 - 2 暴力へと至る自己のパターンを認識させるとともに、そこから抜け出し、暴力以外の手段により将来の望ましい生活を達成するための方法をあらかじめ準備させる。
 - 3 暴力を振るうことなく生活するための具体的なスキルについて、施設在所中から実践を通じて身に付けさせる。
- 対象者 本件が暴力事犯の者又は過去に暴力の問題を有する者
- 指導方法 認知行動療法の手法を取り入れたグループワーク、ロールプレイ、課題学習、討議、個別面接等
- 実施頻度等 1回60～90分、全18回、おおむね4～6か月間で実施

カリキュラム

単元	項 目	概 要
1	オリエンテーション	自己紹介・ルール作り・流れの説明・暴力で得たもの、失ったものについて考える。
2	危ない場面での対処法	簡単にできる対処法を理解・修得する。
3	間を取って落ち着く	リラックス方法や間の取り方を理解・修得する。
4	暴力の道筋ときっかけ	暴力に至る道筋ときっかけに気づき、そうならないための方法を考える。
5	暴力と身体的反応（体の変化）	暴力と自己の身体的反応を理解する。
6	暴力と感情（気持ち）	暴力と感情の関係を理解する。
7	暴力と思考（心のつぶやき）	暴力と思考の関係を理解する。
8	思考チェンジ ～「MCC法」について～	暴力につながらない思考ができるようにするための方法を理解・修得する。
9	親密な相手への暴力（理解①）	DVや児童虐待等について理解する。
10	親密な相手への暴力（理解②）	
11	親密な相手への暴力（対処法）	親密な相手へ暴力を振るわないよう、対等な人間関係について考える。
12	理想のライフスタイル	理想のライフスタイルを考え、その実現のための段取りを考える。
13	暴力に近づかないためのコミュニケーション	暴力に近づかないためのコミュニケーション方法を理解・修得する。
14	アサーション ～適切な自己主張～	適切な自己主張を行うためのコミュニケーション方法を理解・修得する。
15	問題を解決する（計画）	問題を解決する手段を理解するとともに、ロールプレイを通じた実践を行う。
16	問題を解決する（実践）	
17	これまでを振り返る	プログラムを振り返り、自分の変化を確認する。

出典：法務省資料による。

資5-83-5 保護観察所における専門的処遇プログラムによる処遇の開始人員

①仮釈放者

プログラムの種類	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
性犯罪者処遇プログラム	618	589	542	510	442
薬物再乱用防止プログラム	1,230	1,811	1,823	1,797	1,661
暴力防止プログラム	164	167	174	153	118
飲酒運転防止プログラム	170	186	169	173	177

②保護観察付全部執行猶予者

プログラムの種類	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
性犯罪者処遇プログラム	321	299	286	256	273
薬物再乱用防止プログラム	418	418	330	298	323
暴力防止プログラム	105	103	112	103	92
飲酒運転防止プログラム	73	75	83	51	53

③保護観察付一部執行猶予者

プログラムの種類	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
性犯罪者処遇プログラム	11	20	28	25	16
薬物再乱用防止プログラム	224	892	1,345	1,407	1,255
暴力防止プログラム	2	9	2	4	7
飲酒運転防止プログラム	3	6	3	3	1

注 1 法務省資料による。

2 「暴力防止プログラム」及び「飲酒運転防止プログラム」については、プログラムによる処遇を特別遵守事項によらずに受けた者を含む。

3 仮釈放期間満了後、一部執行猶予期間を開始した保護観察付一部執行猶予者については、「仮釈放者」及び「保護観察付一部執行猶予者」の両方に計上している。

資5-83-6 保護観察所における暴力防止プログラムの概要

暴力防止プログラム

対象

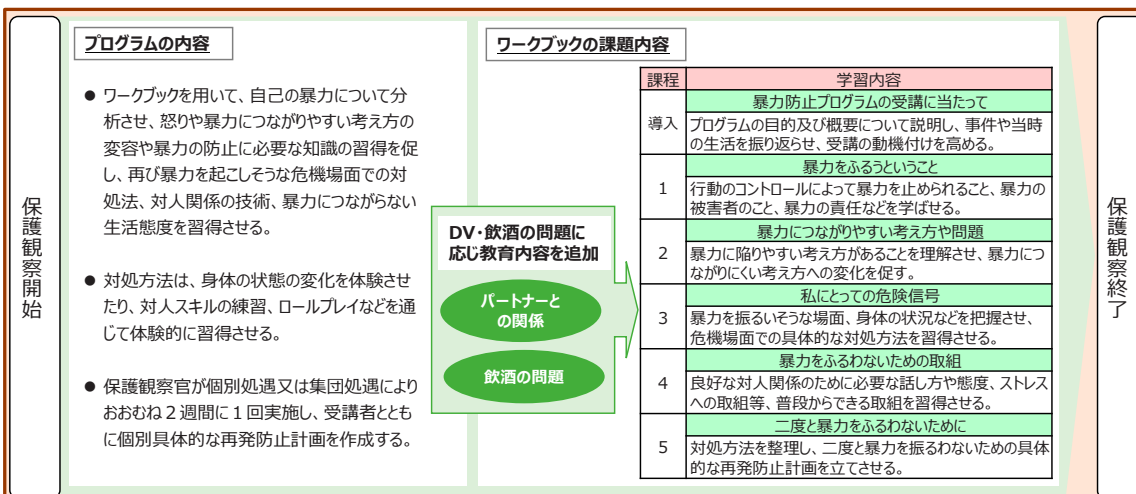
特別遵守事項によって受講を義務付けられる者

- ① 保護観察に付される理由となった犯罪事実中に暴力犯罪が含まれ、かつ暴力犯罪の前歴を有する仮釈放者、保護観察付執行猶予者、保護観察処分少年及び少年院仮退院者
- ② 今回の刑事施設への収容中に執行された刑のうち、暴力犯罪により言い渡されたものが複数ある仮釈放者又は保護観察付一部執行猶予者

- 保護観察付全部執行猶予者及び保護観察処分少年について、プログラム受講を特別遵守事項に定めることが相当である旨の裁判所の意見が示された者
- 保護観察処分少年及び少年院仮退院者について、18歳以上の者のうち、必要性が認められる者

暴力犯罪とは

殺人・傷害・傷害致死・暴行・逮捕又は監禁・逮捕又は監禁致死傷・強盗・強盗致死傷・暴力行為等処罰二関連法律違反（うち暴行・傷害のみ）・組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反（うち殺人・逮捕・監禁のみ）



出典：法務省資料による。

資5-83-7

保護観察所における飲酒運転防止プログラムの概要

飲酒運転防止プログラム

対象

特別遵守事項によって受講を義務付けられる者

- 保護観察に付される理由となった犯罪事実中に以下の罪に当たる事実が含まれる仮釈放者、保護観察付執行猶予者、保護観察処分少年又は少年院仮退院者
- 保護観察付全部猶予者及び保護観察処分少年について、プログラム受講を特別遵守事項に定めることが相当である旨の裁判所の意見が示された者
- 保護観察処分少年及び少年院仮退院者について、18歳以上の者のうち、必要性が認められる者

- ① 危険運転致死傷（自動車等の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第2条（第1号に限る。）及び第3条第1項）※
- ② 酒酔い運転（道路交通法第117号の2第1号）
- ③ 酒気帯び運転（道路交通法第117号の2第3号）
- ④ 過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第4条）※

※アルコールの影響による行為に係るものに限る。同法第6条第1項から第3項により無免許運転による刑の加重を受ける場合を含む。

プログラムの内容

- ワークブックを用いて、アルコールに関する正しい知識を得るとともに、自己の飲酒状況について振り返りを行い、再び飲酒運転を繰り返さないための対処方法等を考えさせる。
- アルコールに関する専門医療機関や自助グループに関する知識を付与することによって、適切な措置を受けよう働き掛ける。
- 保護観察官が個別処遇又は集団処遇によりおおむね2週間に1回実施し、受講者とともに個別具体的な再発防止計画を作成する。

ワークブックの課題内容

課程	学習内容
導入	オリエンテーション プログラムの目的及び概要を説明した上でアセスメントを実施し、処遇につながる情報を入力する。
1	飲酒運転の影響について考える 飲酒運転の結果を振り返らせ、飲酒運転を繰り返さないことへの動機付けをする。
2	アルコールが運転や心身に及ぼす影響について学ぶ アルコールが運転や心身に及ぼす影響について学ばせ、自分とアルコールとの関係について振り返らせる。
3	アルコールのもらす悪影響について学ぶ アルコールやアルコール依存症について理解を深めさせ、一般的な問題解決手段についての知識を習得させる。
4	飲酒運転につながる危険な状況を知る 飲酒運転のひきかねとなることを特定し、そのひきかねに出会った場合及び出会わないための対処方法を考えさせる。
5	飲酒運転をしないための対処方法を考える 飲酒運転をしないための再発防止計画を作成し、これから実行していくことへの動機を高めさせる。

出典：法務省資料による。

資5-83-8

保護観察所における暴力防止プログラム（児童虐待防止版）の概要

暴力防止プログラム （児童虐待防止版）

暴力防止プログラム（児童虐待防止版）の試行の実施について

児童相談所への児童虐待相談対応件数が平成28年度に12万件を超え、虐待により年間約80人もの子供の命が失われている現状に鑑み、平成30年7月20日に「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」が閣議決定された。

保護観察所においても、「関係機関と連携しつつ、適切な指導や支援に取り組む」とこととされており、児童虐待により保護観察となった者の再犯防止を図ることが急務となっていることから、児童虐待加害者に特化した暴力防止プログラムを作成し、内容の適正化を測るため、一定期間、試行的に実施するものである。

受講対象者

特別遵守事項によって受講を義務付けられる者

- ① 保護観察に付される理由となった犯罪事実中に児童虐待防止法第2条第1項第1号（身体的虐待）が含まれる仮釈放者及び保護観察付執行猶予者
- ② ①に該当しない者のうち、従前の暴力防止プログラムの受講が義務付けられる者であり、身体的虐待行為を反復する傾向が認められ、本プログラムによる実施が適切であると認められる者

※保護観察付全部猶予者の場合は、プログラム受講を特別遵守事項に定めることが相当である旨の裁判所の意見が示された者

ワークブックの課題内容について

課程	学習内容
	暴力をふるうということ
1	事件当時の生活状況を振り返り、事件に至ったきっかけや考え方を整理する。
	子供の気持ち・暴力につながりやすい考え方
2	子供の気持ちと考え、暴力につながりやすい考え方の癖を知り、柔軟な考え方を考える。
	危険信号と対処
3	暴力をふるいそうな場面、身体の状態などを把握させ、危機場面での具体的な対処方法を習得する。
	暴力をふるわないための取組
4	気持ちが伝わりにくい言動や伝わりやすい言動を知り、ロールプレイを通して適切な方法を実践的に学ぶ。
	二度と暴力をふるわないために
5	対処方法を整理し、二度と暴力をふるわないための具体的な再発防止計画を立てる。

内容

- ワークブックを用いて、自己の暴力について分析させ、暴力につながりやすい考え方の変容や、暴力の防止に必要な知識のほか、養育態度の振り返り、子供との適切な関わり、子供の発達についての知識の習得を促す。
- 暴力を起こしそうな危機場面での対処法、対人関係の技術、暴力につながる生活態度を習得させる。
- 対処方法として、子供に対して本当にしなかったことへの気付きや、子供に対して気持ちが伝わりやすい言動等を、ロールプレイなどを通じて体験的に習得させる。
- 保護観察官が個別処遇により、おおむね2週間に1回実施し、受講者とともに個別具体的な再発防止計画を作成する。

出典：法務省資料による。

資5-83-9 保護観察所における類型別処遇の概要

類型別処遇	
類型別処遇の目的 保護観察対象者の問題性その他の特性を、その犯罪・非行の態様等によって類型化して把握し、各類型ごとに共通する問題性等に焦点を当てた処遇の方法等に関する知見を活用した保護観察を実施するための指針（※）を定め、犯罪又は非行の要因及び改善更生に資する事項に関する分析、保護観察の実施計画の作成並びにその実施等に活用することにより、保護観察の実効性を高めることを目的とするもの。	類型の区分
関係性領域	児童虐待
	配偶者暴力
	家庭内暴力
	ストーカー
不良集団領域	暴力団等
	暴走族
	特殊詐欺
社会適応領域	就労困難
	就学（中学生）
	精神障害（発達障害、知的障害）
	高齢
嗜好領域	薬物
	アルコール
	性犯罪
	ギャンブル
	嗜癖的窃盗

※類型別処遇ガイドライン

類型別処遇を実施するための指針として作成したものであり、右記4領域16類型について、その定義を述べた上で、見立てをするための視点を提示し、そのための情報収集の留意事項を記載したほか、各類型に適合した処遇の方法の例を記載している。

出典：法務省資料による。

(2) 社会貢献活動等の充実【施策番号84】

法務省は、刑事施設において、受刑者に社会に貢献していることを実感させることで、その改善更生、社会復帰を図ることを目的として、2011年度（平成23年度）から公園の清掃作業を行うなどの社会貢献作業を実施している（2021年度（令和3年度）は、刑事施設31庁が（前年度：25庁）、45か所の事業主体（前年度：26か所）との協定の下、社会貢献作業を実施）。

少年院では、全庁で特別活動指導^{※18}として社会貢献活動を実施しており、公園や道路の清掃等、在院者の特性や地域社会の実情等に応じた活動を行っている（写真5-84-1参照）。

保護観察所では、保護観察対象者に対し、自己有用感の醸成、規範意識や社会性の向上を図る

ため、公園や河川敷等公共の場所での清掃活動や、福祉施設での介護補助活動といった地域社会の利益の増進に寄与する社会的活動を継続的に行う社会貢献活動（資5-84-1参照）を、特別遵守事項として義務付けたり、必要に応じて生活行動指針として設定したりして実施している。

また、保護観察所における社会貢献活動について、より効果的な運用を図ることを目的として、全国8ブロックにおいて地方別協議会を開催し、社会貢献活動の実施状況等について情報交換を行うほか、効果が認められた実践や当面している課題等に関する協議を行っている。

2021年度（令和3年度）末現在、社会貢献活動場所として2,069か所（前年度：2,059か所）が登録されており、その内訳は、福祉施設が1,027か所（前年度：1,029か所）、公共の場所が806か

写真5-84-1 少年院における社会貢献活動の様子



写真提供：法務省

※18 特別活動指導

特別活動指導とは、少年院法第29条に規定される、在院者に対し、その情緒を豊かにし、自主、自律及び協同の精神を養わせることを目的とした指導で、社会貢献活動、野外活動、運動競技、音楽、演劇等に関する指導を行っている。

所（前年度：800か所）、その他が236か所（前年度：230か所）となっている。2021年度（令和3年度）においては322回（前年度：379回）の社会貢献活動を実施し、延べ544人（前年度：665人）が参加した。

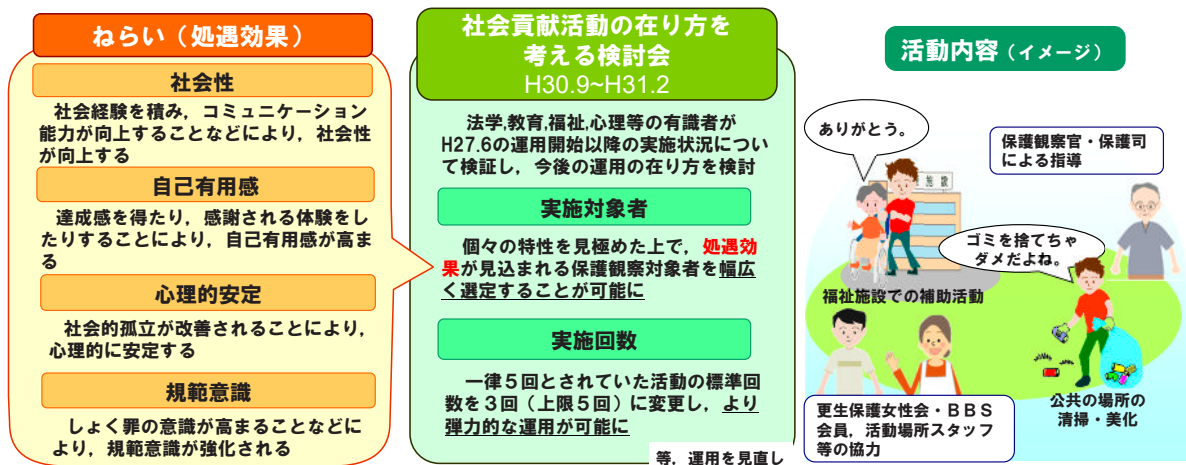
資5-84-1 保護観察所における社会貢献活動の概要

保護観察における社会貢献活動

！Point 社会貢献活動とは

保護観察対象者に地域社会の利益の増進に寄与する社会的活動を行わせ、善良な社会の一員としての意識の涵養及び規範意識の向上を図るもの

特別遵守事項で設定



出典：法務省資料による。

（3）関係機関や地域の社会資源の一層の活用【施策番号85】

法務省では、刑事施設や少年院、保護観察所において、ダルク^{※19}や自助グループ^{※20}をはじめとする民間団体や関係機関、地域社会などと連携し、処遇等を行っている。

また、法務省及び厚生労働省は、「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」（【施策番号52】参照）を策定し、保護観察付一部執行猶予者等の薬物依存者を支援対象として、都道府県や医療機関等を含めた関係機関や民間支援団体が緊密に連携し、その機能や役割に応じた支援を効果的に実施している。

9 犯罪被害者等の視点を取り入れた指導等【施策番号86】

法務省は、刑事施設において、罪の大きさや犯罪被害者等の心情等を認識させるとともに、犯罪被害者等に誠意を持って対応するための方法を考えさせるため、特別改善指導（【施策番号83】参照）として被害者の視点を取り入れた教育（資5-86-1参照）を実施している（2021年度（令和3年度）の受講開始人員は468人（前年度：538人）であった）。

※19 ダルク

Drug Addiction Rehabilitation Centerの略称。薬物依存症者の回復を支援する民間のリハビリ施設。

※20 自助グループ

同じ問題を抱える仲間同士が集まり、互いに悩みを打ち明け、助け合って問題を乗り越えることを目的として、ミーティングが行われている。具体的には、薬物依存症者の回復を支援するNA（Narcotics Anonymous）、アルコール依存者の回復を支援するAA（Alcoholics Anonymous）、ギャンブル等依存者等の回復を支援するGA（Gamblers Anonymous）などがある。

少年院では、全在院者に対し、被害者心情理解指導を実施している。また、特に被害者を死亡させ、又は被害者の心身に重大な影響を与えた事件を起こし、犯罪被害者や遺族に対する謝罪等について考える必要がある者に対しては、特定生活指導として、被害者の視点を取り入れた教育を実施しており、2021年（令和3年）は、48名（前年：43人）が修了した。これらの指導の結果は、継続的な指導の実施に向け、更生保護官署に引き継いでいる。

なお、矯正施設及び保護観察所では、家庭裁判所や検察庁等から送付される処遇上の参考事項調査票等に記載されている犯罪被害者等の心情等の情報について、被収容者等に対する指導に活用している。

保護観察所では、犯罪被害者等の申出に応じ、犯罪被害者等から被害に関する心情、犯罪被害者等の置かれている状況等を聴取し、保護観察対象者に伝達する制度（心情等伝達制度）を実施しており、当該対象者に対して、被害の実情を直視させ、反省や悔悟の情を深めさせるような指導監督を徹底している（2021年（令和3年）中に、心情等を伝達した件数は182件（前年：155件））。また、被害者を死亡させ、又は重大な傷害を負わせた保護観察対象者に対し、しよく罪指導プログラム（[資5-86-2](#)参照）による処遇を行うとともに、犯罪被害者等の意向にも配慮して、誠実に慰謝等の措置に努めるよう指導している（2021年（令和3年）に、しよく罪指導プログラムの実施が終了した人員は371人（前年：390人））。

さらに、「第4次犯罪被害者等基本計画」（令和3年3月30日閣議決定）、「更生保護の犯罪被害者等施策の在り方を考える検討会」^{※21} 報告書、法制審議会からの諮問第103号に対する答申（【施策番号80】参照）を踏まえ、しよく罪指導プログラムを充実させることをはじめ、犯罪被害者等の視点に立った保護観察処遇の充実等に向けて必要となる施策を検討し、実施することとしている。

加えて、一定の条件に該当する保護観察対象者を日本司法支援センター（法テラス）^{※22}に紹介し、法テラスにおいて被害弁償等を行うための法律相談を受けさせ、又は弁護士、司法書士等を利用して犯罪被害者等との示談交渉を行うなどの法的支援を受けさせており、保護観察対象者が、犯罪被害者等の意向に配慮しながら、被害弁償等を実行するよう指導・助言を行っている。

※21 更生保護の犯罪被害者等施策の在り方を考える検討会

犯罪被害者等の心情等を踏まえた保護観察処遇を実現させるための方策等を検討することを目的に、2019年（平成31年）に法務省保護局長が設置した検討会であり、2020年（令和2年）に提言内容を含む報告書を取りまとめた。

※22 日本司法支援センター（法テラス）

日本司法支援センター（通称：「法テラス」）は、国により設立された、法による紛争解決に必要な情報やサービスを提供する公的な法人。





刑事施設における特別改善指導

被害者の視点を取り入れた教育

- 指導の目標
自らの犯罪と向き合うことで、犯した罪の大きさや被害者やその遺族等の心情等を認識させ、被害者やその遺族等に対し誠意を持って対応していくとともに、再び罪を犯さない決意を固めさせる。
- 対象者
被害者の命を奪い、又はその身体に重大な被害をもたらす犯罪を犯し、被害者やその遺族等に対する謝罪や賠償等について特に考えさせる必要がある者
- 指導者
刑事施設の職員（法務教官、法務技官、刑務官）、民間協力者（被害者やその遺族等、被害者支援団体のメンバー、被害者問題に関する研究者、警察及び法曹関係者等の専門家）
- 指導方法
ゲストスピーカー等による講話、グループワーク、課題図書（被害者の手記等）、役割交換書簡法 等
- 実施頻度等
1 単元50分 12単元 標準実施期間：3～6か月

カリキュラム

項目	指導内容	方法
オリエンテーション	受講の目的と意義を理解させる。 （カリキュラムの説明、動機付け）	講義
命の尊さの認識	命の尊さや生死の意味について、具体的に考えさせる。	講話、グループワーク、課題読書指導
被害者（その遺族等）の実情の理解	被害者及びその遺族等の気持ちや置かれた立場、被害の状況について、様々な観点から多角的に理解させる。 ①精神的側面 ②身体的側面 ③生活全般	講話（ゲストスピーカー等）、視聴覚教材の視聴、講話、課題読書指導（被害者の手記等）
罪の重さの認識	犯罪行為を振り返らせ、客観的に自分が犯した罪の重さ、大きさを認識させる。	課題作文、グループワーク
謝罪及び弁償についての責任の自覚	被害者及びその遺族等に対して、謝罪や弁償の責任があるということについて自覚させる。	グループワーク、役割交換書簡法、講話（ゲストスピーカー等）
具体的な謝罪方法	具体的な謝罪の方法について自分の事件に沿って考えさせる。	グループワーク、課題作文
加害を繰り返さない決意	再加害を起こさないための具体的な方策を考えさせるとともに、実行することの難しさを自覚させる。	グループワーク、視聴覚教材の視聴、講話



被害者について十分な知識と理解を持ち、受刑者の社会復帰に賛同している、犯罪被害者支援団体のメンバーや犯罪被害者（その家族等）を刑事施設に招へいし、受刑者に対し、被害者（その家族等）の苦しみや心の傷について話していただいている。

出典：法務省資料による。

資5-86-2 保護観察所におけるしよく罪指導プログラムの概要

しよく罪指導プログラム

対 象

○被害者を死亡させ又はその身体に重大な傷害を負わせた事件により保護観察に付された者（短期保護観察及び交通短期保護観察を受けている者を除く。）
○その他、指導プログラムを実施することが必要と判断された者

目 的

対象者に、犯した罪の大きさを認識させ、悔悟の情を深めさせることを通じ、再び罪を犯さない決意を固めさせるとともに、被害者及びその家族又は遺族（以下「被害者等」という。）に対し、その意向に配慮しながら誠実に対応するよう促す。

実施方法

保護観察官及び保護司による個別指導



内 容

導入

保護観察開始当初の面接において、指導プログラムの内容、方法等必要な事項を説示する。

課題指導

次の課題を履行させ、保護観察官又は保護司が毎回課題の内容について実施対象者と話し合う。

第1課題 自己の犯罪行為を振り返らせ、犯した罪の重さを認識させる。

第2課題 犯罪被害者等の実情（気持ちや置かれた立場、被害の状況など）を理解させる。

第3課題 被害者等の立場で物事を考えさせ、また、犯罪被害者等に対して、謝罪、被害弁償等の責任があることを自覚させる。

第4課題 具体的なしよく罪計画を策定させる。

しよく罪計画の実行に向けた指導

出典：法務省資料による。

10 再犯の実態把握や指導等の効果検証及び効果的な処遇の在り方等に関する調査研究【施策番号87】

法務省は、検察庁、矯正施設及び更生保護官署がそれぞれのシステムで保有する対象者情報のうち、相互利用に適する情報について、対象者ごとにひも付けることにより、情報の相互利用を可能とする刑事情報連携データベースシステム（SCRP^{※23}）を運用している。その上で、他の機関が個々の対象者に実施した処遇等の内容の詳細を把握できるデータ参照機能や、多数のデータを用いた再犯等の実態把握や施策の効果検証等を容易にするデータ分析機能を整備・運用することにより、再犯防止施策の実施状況等の迅速かつ効率的な把握やそれぞれの機関における処遇の充実、施策の効果検証、再犯要因の調査研究等への利活用を可能とし、再犯防止施策の推進を図っている。

また、効果検証センター（【コラム6】参照）においては、矯正処遇、矯正教育、社会復帰支援、鑑別・観護処遇等に係る効果検証に加え、アセスメントツール（例えば、受刑者用一般リスクアセスメントツール（Gツール）（【施策番号66】参照）、法務省式ケースアセスメントツール（MJCA）（【施策番号66】参照））や処遇プログラムの開発及び維持管理に資する研究等を体系的に実施している^{※24}。そのほか、有為な人材の育成や職員の職務能力向上に資するため、外部専門家を講師に招いて、拡大研修会を計画的に企画・実施しており、2021年度（令和3年度）には、知能検査の活用方

※23 System for Crime and Recidivism Preventionの略称。システムの機能と実績、活用例等については、令和3年度法務省行政事業レビュー公開プロセス資料参照。
(<https://www.moj.go.jp/content/001350629.pdf>)



法、認知行動療法、アルコールやギャンブルによる依存症の理解等をテーマとして取り上げた。

なお、2020年（令和2年）6月に性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議において取りまとめられた「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を踏まえ、仮釈放中の性犯罪者等にGPS機器の装着を義務付けること等について、2022年（令和4年）中を目途に、法務省において諸外国の調査結果を取りまとめることとしている。

法務総合研究所では、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターと共同で、2022年（令和4年）3月、覚醒剤事犯者に関する研究で得られた知見をまとめた冊子「覚醒剤事犯者の理解とサポート2021」^{※25}を発刊し、関係機関に配布した（【施策番号47】参照）。

Column 06

エビデンスに基づく再犯防止施策の実現に向けて ～データと実践をつなぐ～

矯正研修所効果検証センター

【効果検証センターとは】

近年、我が国全体の政策の動向として、証拠に基づく政策立案（EBPM^{※26}）が推進されています。矯正施設においても、受刑者や非行少年の再犯防止に向けて、対象者個々の特性を把握した上で、効果的な処遇プログラムを実施する必要があります。そのためには、プログラムによる再犯防止効果を適切に測定し、エビデンスを明らかにした上で、プログラムの内容を改善することや、新たな処遇手法を開発することが不可欠です。

効果検証センターは、矯正行政におけるEBPMの担い手として、刑事施設や少年院における処遇プログラムの開発やその再犯防止効果の検証、受刑者や非行少年の再犯可能性や指導・教育上の必要性を把握するアセスメントツールの開発・維持管理等を行っています。

効果検証のテーマは、法務省矯正局から施策の企画・立案に必要な課題として提示されます。2022年度（令和4年度）は、刑事施設における薬物依存離脱指導（【施策番号44】参照）の改訂作業、大麻使用歴を有する少年院在院者に対する指導教材の作成、受刑者用一般リスクアセスメントツール（Gツール）（【施策番号66】参照）改訂試行版の作成、法務省式ケースアセスメントツール（MJCA）（【施策番号66】参照）の対象者の拡大に関する検討など、数多くの課題に取り組んでいます。いずれも矯正の再犯防止施策に直結する重要な課題です。

【効果検証の進め方】

効果検証センターでは、一つ一つの課題にチームを組んで取り組みます。各職員は、勤務歴や専門領域の垣根を越えて複数のチームに属しており、それぞれの知識や経験を持ち寄って検討を重ね、矯正施設への調査の依頼やデータの収集、分析、資料の作成等を進めます。

具体的な業務の進め方は課題によって様々ですが、例えば、刑事施設の出所者を対象とした効果検証においては、刑事情報連携データベースシステム（SCRP）（【施策番号87】参照）から過去の出所者の情報を抽出し、数十万行に及ぶ大規模なデータを分析可能な形に整理し、出所者の全体的な傾向や再犯に影響する要因を分析しました。こうしたデータ分析においては、データの正確性が非常に重要であり、データに誤りや矛盾がないかを何重にも確認することも大切な業務の一つです。

効果検証で得られた調査や分析の結果は、法務省矯正局に報告し、施策の提案等を行います。効果検証の結果が施策の方向性に大きな影響を与えることもあり、その注目度や期待も年々高まっていると感じています。

※24 効果検証センターにおける研究結果
刑事施設における性犯罪者処遇プログラム受講者の再犯等に関する分析結果（URL：https://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei05_00005.html）

※25 「覚醒剤事犯者の理解とサポート2021」
https://www.ncnp.go.jp/nimh/yakubutsu/reference/pdf/2022_0418KJ.pdf

※26 EBPM
Evidence Based Policy Making の略称。



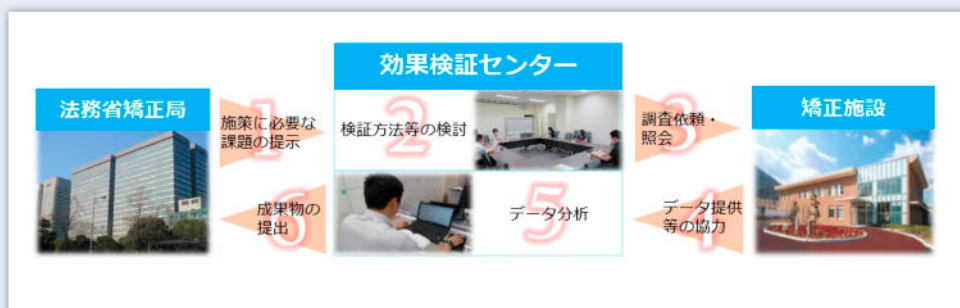
【効果検証センターの職員】

効果検証センターは、センター長以下、20名の職員で構成されており、いずれも刑事施設や少年院、少年鑑別所の第一線で、対象者の処遇やアセスメントに携わってきた法務技官（心理）や法務教官です。

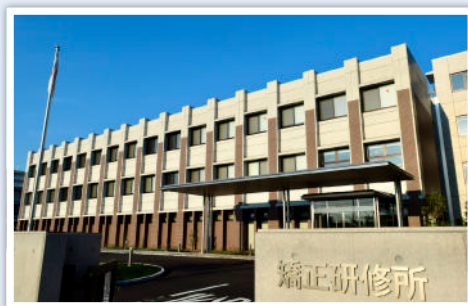
アセスメントツールの開発や処遇プログラムの効果検証には、精密な調査計画の立案や高度な統計的分析が必要となりますが、初めから統計に詳しい職員ばかりというわけではありません。大学教授などの多数の外部専門家からの定期的な助言・指導や外部の研修への参加、豊富な蔵書による自己研鑽等により、効果検証に必要な知識や技術を身に付けながら勤務しています。

【効果検証センターが大切にしていること】

適切な効果検証を行い、その結果をより効果的な矯正処遇につなげていくには、統計的な知識や技術はもちろん、矯正施設で積み重ねられてきた処遇の実績や矯正施設での実現可能性を踏まえた新たな提案を行い、処遇に反映させていくことが大切です。効果検証センターは、調査から得られるデータと矯正施設で日夜行われている実践をつなぎ、再犯防止施策の推進に寄与していくことを目指しています。



効果検証の流れ



矯正研修所外観